

第2章 通 則

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、当該防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮し行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表第1-2を参考とすること。

1 各項に共通する事項

(1) 学校、工場等で同一敷地内の独立した防火対象物（棟）は、原則としてそれぞれ当該独立した棟の用途により項の判定をすること。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに掲げる事項に該当するものをいう。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（別表第1-1（A）欄に掲げる防火対象物をいう。以下この項において「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、別表第1-1（B）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、当該用途の管理権原を有する者と同一であること。

管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、別表第1-1（C）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。次のbにおいて同じ。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a(a)及び(b)に該当し、かつ、別表第1-1（C）欄の用途に供されるものであること。

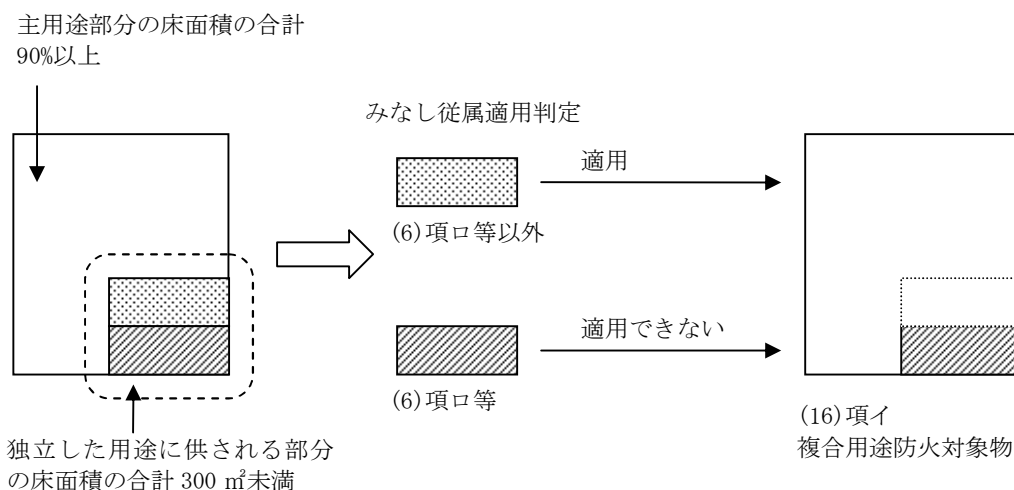
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く（第1-1図参照。）に供される部分

なお、共用される部分の床面積の按分は、原則として次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。



第1-1図

- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。
また、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。（政令別表第1(6)項イ、ロ又はハにあつては、その詳細な分類である(1)から(5)までの区分が異なることをもって、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。）
 - (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
 - (5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
- ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m^2

以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 一般住宅は、前(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- オ 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

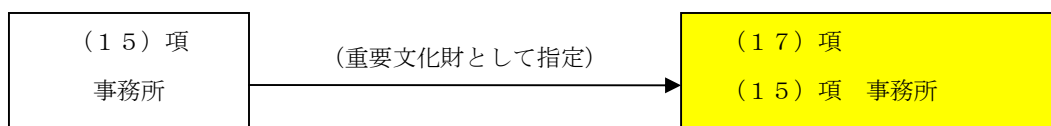
項目		例示		判定
一般住宅	>	政令別表防火対象物 で50㎡以下のもの	一般住宅 政令	一般住宅
一般住宅	<	政令別表防火対象物	一般住宅 政令	政令別表防火対象物
一般住宅	>	政令別表防火対象物 で50㎡を超えるもの	一般住宅 政令	複合用途
一般住宅	≒	政令別表防火対象物	一般住宅 政令	複合用途

- (6) 二以上の政令別表防火対象物の用途に供される部分及び一般住宅の用途に供される部分が混在する場合は、最初に一般住宅の用途に供される部分を除いて、当該政令別表防火対象物に供される部分を判定するものであること（当該政令別表防火対象物の部分の床面積の合計が50㎡未満の場合を除く。）。その結果、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅との複合用途防火対象物として判定するものであること。
- (7) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に規定する区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

- (1) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(2)イを適用するものであること。
- (2) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。)に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

(例)



別表第1-1

(A)	(B) 主用途部分	(C) 機能的に従属する用途に供される部分
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、クローク、展示博物館、プレイガイト、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室、クローク、展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク
(2) 項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、写真室、遊技室、結婚式場、美・理容室、診療室、集会室、託児室、催物場（展示博物館を含む。）、貸衣装室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店

(A)	(B) 主用途部分	(C) 機能的に従属する用途に供される部分
(6) 項ニ	<u>教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室</u>	食堂、売店、音楽教室、学習塾
(7) 項	<u>教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室</u>	食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室
(8) 項	<u>閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室</u>	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	<u>脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</u>	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室
(9) 項ロ	<u>脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	専用駐車場、食堂、売店、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室、有料洗濯室
(10) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室</u>	食堂、売店、旅行案内所、喫茶室、理容室、両替所
(11) 項	<u>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂</u>	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場、食堂、売店、喫茶室、図書室、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
(12) 項イ	<u>作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室</u>	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
(12) 項ロ	<u>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</u>	売店、食堂、専用駐車場、喫茶室、ラウンジ
(13) 項イ	<u>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</u>	食堂、売店
(13) 項ロ	<u>格納庫、修理場、休憩室、更衣室</u>	専用駐車場
(14) 項	<u>物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室</u>	食堂、売店、専用駐車場
(15) 項	<u>事務室、休憩室、会議室</u>	売店、食堂、専用駐車場、診療室

注 下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号）の別表にある項目を示す。

別表第1-2

項	定 義	具 体 例	備 考
(1)項イ	<ol style="list-style-type: none"> 1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	<ol style="list-style-type: none"> 1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1)項ロ	<ol style="list-style-type: none"> 1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。 	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、	<ol style="list-style-type: none"> 1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 2 次の(1)及び(2)に該当する集会所（公民館）は、(15)項として扱う。 (1) 地区の自治会により管理され、利用者が当該地区の住民が主であるもの (2) 舞台及び固定式の客席を備えるものではなく、地階又は3階以上の階を有しないもの
(2)項イ	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 	クラブ、バー、サロン ホストクラブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2)項ロ	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊戯場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マーじゃん、パチンコ、撞球、ゲームセンター、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。 	ボーリング場、パチンコ店、ゲームセンター、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ディスコ	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊戯場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンス教習所は、ダンスホールにも使用される場合は、本項に該当するものであること。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。

項	定 義	具 体 例	備 考
(2)項ハ	<p>1 本項の防火対象物は、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)及びその他これらに類するものとして省令で定めるものをいう。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業(原則的に、店舗型性風俗特殊営業がこれに該当する。)のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。</p> <p>3 その他これらに類するものとして省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗</p> <p>(2) 異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>	<p>ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋(興行場法の適用のないもの)、レンタルルーム(異性同伴)、セリクラ、出会い系喫茶</p>	<p>1 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。(風営法第2条第6項)</p> <p>(1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(風営法第2条第6項第1号に規定するもの)(具体例)ソープランド</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業((1)に該当する営業を除く。)(風営法第2条第6項第2号に規定するもの)(具体例)ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ</p> <p>(3) 専ら性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)として、次のaからcまでに掲げる風営令で定めるものを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定するもの)</p> <p>a ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号に規定するもの)(具体例)ヌードスタジオ</p> <p>b のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第2号に規定するもの)(具体例)のぞき劇場</p> <p>c ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台におい</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(2)項ハ			<p>て、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第3号に規定するもの）（具体例）ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。）</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第2条第6項第4号に規定するもの） （具体例）ラブホテル、モーテル、レンタルルーム</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの）</p> <p>店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に引き次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを除く。）（具体例）出会い系喫茶</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をすることがあるが、当該防火対象物が本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p> <p>3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗は、政令別表第1(4)項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗であり、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいうものであること。又、省令第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいうものであること。</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(2)項ニ	<p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で省令で定めるものをいう。</p> <p>2 省令で定める店舗は、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を備え、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ</p>	<p>1 一の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第2条第9項）</p> <p>4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）のうち、映像を見せるものに限定している。</p> <p>5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p>
(3)項イ	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供させ、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	<p>茶屋、料亭、割烹</p>	
(3)項ロ	<p>飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。</p>	<p>喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス</p>	<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立ち見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものであること。</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(4) 項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において、客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<p>魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場</p>	<p>1 卸売問屋は、原則として本項に該当するものであること。</p> <p>2 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>3 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p>
(5) 項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が人数で共用するように設けられるものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>	<p>保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p>
(5) 項ロ	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社員等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。</p>	<p>寮、事業所専用の研修のための宿泊所</p>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p>
(6) 項イ	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。</p>	<p>病院、クリニック、介護医療院</p>	<p>1 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。</p> <p>2 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であるため、(15)項として扱う。</p> <p>3 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、(15)項として扱う。</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(6)項イ	<p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の収容施設を有するものをいう。</p> <p>4 特定診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、省令第5条第4項各号に掲げるもの以外の診療科名をいう。</p> <p>5 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号から第3号までに掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。</p> <p>6 一般病床とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法第7条第2項第1号から第4号までに掲げる病床以外のものをいう。</p>		<p>4 介護医療院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定されるものをいう。）は、病院及び診療所として扱う。なお、入院させるための施設数の算定は、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに、介護医療院並びに病院及び診療所における当該施設数を合算して行うものであること。</p> <p>5 省令第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件と同項第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいう。</p> <p>6 省令第5条第3項第1号及び第2号に規定する「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数をいう。</p>
(6)項ロ	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定するもの）</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の4に規定するもの）</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの等を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の5に規定するもの）</p> <p>4 軽費老人ホーム（※）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに該当するものを除く。）をいう。（老人福祉法第20条の6に規定するもの）</p>		<p>※ 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 口	(1) 5 有料老人ホーム(※)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設に該当するものを除く。)をいう。(老人福祉法第29条第1項に規定するもの)		※ 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。
	6 介護老人保健施設とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設で、都道府県知事の許可を受けたものをいう。(介護保険法第8条第27項)		
	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第4項に規定するもの)		
	8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等に、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、通わせ、又は短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第5項に規定するもの)		※ 避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。
	9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)等に、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第6項に規定するもの)		

項	定義	具体例	備考	
(6) 項 ロ	(1)	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として（報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。以下同じ。）入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）		
	(2)	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定するもの）		
	(3)	乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定するもの）		
	(4)	障害児入所施設には、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」があり、「福祉型障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設をいい、「医療型障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第42条に規定するもの）		
	(5)	1 障害者支援施設(※)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。（障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定するもの）		※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項ロ	(5)	2 短期入所を行う施設(※)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第8項に規定するもの)	※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。
		3 共同生活援助を行う施設(※)とは、障害者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。(障害者総合支援法第5条第15項に規定するもの)	※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。
(6) 項ハ	(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等を通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の2の2に規定するもの)	
		2 軽費老人ホーム ((6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。)	
		3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金を、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7に規定するもの)	
		4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2に規定するもの)	
		5 有料老人ホーム ((6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。)	

項	定 義	具 体 例	備 考
(1)	6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第3項に規定するもの)		
	7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設((6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。)		
	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イ及び(6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。)		
(2)	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第38条第3項に規定するもの)		
(6) 項ハ	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第36条に規定するもの)		
	2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。(児童福祉法第39条第1項に規定するもの)		
(3)	3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定するもの)		

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第41条に規定するもの）		
	5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第44条に規定するもの）		
	(3) 6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第44条の2に規定するもの）		
	7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間に、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。（児童福祉法第6条の3第7項に規定するもの）		
	8 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。（児童福祉法第6条の3第9項に規定するもの）		

項	定 義	具 体 例	備 考
(3)	<p>9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に該当する施設をいう。</p> <p>(1) 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設（(6)項口に該当する以外のものに限る。）</p> <p>(2) 業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口に該当する以外のものに限る。）</p>		
(6) 項 ハ	<p>1 児童発達支援センターには、「福祉型児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」があり、「福祉型児童発達支援センター」とは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設をいい、「医療型児童発達支援センター」とは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条に規定するもの）</p>		
	<p>2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条の2に規定するもの）</p>		
	<p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定するもの）</p>		
	<p>4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第6条の2第4項に規定するもの）</p>		
(5)	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定するもの）</p>		

項	定 義	具 体 例	備 考
(6) 項 ハ	2 障害者支援施設（(6)項ロ(5)に該当する以外のものに限る。）		
	3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第25項に規定するもの）		
	4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第26項に規定するもの）		
	5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者に、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第7項に規定するもの）		
	6 短期入所を行う施設（(6)項ロ(5)に該当する以外のものに限る。）		
	7 自立訓練を行う施設とは、障害者に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第12項に規定するもの）		
	8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第13項に規定するもの）		
	9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法律第5条第14項に規定するもの）		

項		定 義	具 体 例	備 考
(6) 項ハ	(5)	10 共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に該当する以外のものに限る。）		
(6) 項ニ		1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		
(7) 項		1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学芸の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、理容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、自衛隊学校、看護学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、建設大学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。

項	定 義	具 体 例	備 考
(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	資料館、記念館	
(9) 項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯	
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		<p>1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは、原則として(1) 項ロに該当する。</p> <p>2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず、本項に該当する。</p>
(12) 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。		<p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。</p>
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ映像若しくはそれらの記録媒体を作成する施設をいう。		

項	定 義	具 体 例	備 考
(13) 項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納するものをいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p>
(13) 項ロ	<p>飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。</p>		
(14) 項	<p>倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であつて、物品の保管の用に供するものをいう。</p>		
(15) 項	<p>その他の事業場とは、(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。</p>	<p>官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、体育館、動物園、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、ミニゴルフ場、車検場</p>	<p>1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。</p> <p>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。</p> <p>4 飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。</p> <p>5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウインドー的な利用形態であるショールーム、PR センター等）は本項に該当するものであること。</p> <p>6 研修所の研修のための宿泊室は、(5) 項ロとして扱うものである。</p> <p>7 興行場法の適用があるものは、原則として(1) 項として扱うものである。</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16) 項イ及び (16 の 2) 項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16) 項イ及び (16 の 2) 項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16 の 2) 項	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p>
(16 の 3) 項			<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(17)項	<p>本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。
(18)項	<p>アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19)項	<p>本項は、市長村長の指定する山林をいう。</p>		<p>山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒地が含まれるものであること。</p>
(20)項	<ol style="list-style-type: none"> 1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で、総数トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされている車両をいう。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けな

項	定 義	具 体 例	備 考
(20) 項			<p>い政令で定める総トン数 20t 未満の漁船は、12 海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。専ら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの。(船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令 (昭和 49 年政令第 258 号))</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則 (昭和 62 年運輸省令第 15 号) 第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車 (蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則 (昭和 39 年運輸省令第 71 号) 第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>5 軌道法に基づく軌道運転規則 (昭和 29 年運輸省令第 22 号) 第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両 (蒸気機関車を除く。) の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則 (昭和 25 年運輸省令第 92 号) 第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号) 第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類 (火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。) を運送する自動車 (被けん引自動車を除く。)</p> <p>(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車 (被けん引自動車を除く。)</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車 (被けん引自動車を除く。)</p> <p>(4) 150kg 以上の高圧ガス (可燃性ガス及び酸素に限る。) を運送する自動車 (被けん引自動車を除く。)</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性物質等車両運搬規則 (昭和 52 年運輸省令第 33 号) 第 3 条に</p>

項	定 義	具 体 例	備 考
(20)項			に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車